



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和4年7月25日
宮城労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 齋 和彦
地方職業安定監察官 高橋 伸幸
電話 022(299)8061
栗原市商工観光部
産業戦略課長 佐藤 忠美
電話 0228(22)1220

栗原市との「雇用対策協定」の締結について

栗原市と宮城労働局（築館公共職業安定所）は、相互の連携を密にし、地域の雇用対策等に効率的かつ効果的に取り組むことにより、地域の人材確保を推進し、持続可能な地域経済の実現と活性化を図ることを目的に雇用対策協定を締結することとなりましたので、下記のとおりご案内いたします。

市町村の首長と労働局長の間での協定締結は県内3番目の事例になります。
(※)

記

- 1 日 時 令和4年8月1日（月）午後2時00分～2時20分
- 2 場 所 栗原市役所2階 講堂
- 3 出 席 者 栗原市長 佐藤 智
宮城労働局長 小林 健
- 4 協定による連携、主な協力事項
 - (1) 若者の雇用対策
 - (2) 社会経済の変化に対応した雇用対策
 - (3) 人材確保支援及び人材育成の推進
 - (4) 働き方改革の推進、魅力ある職場の環境整備及びワーク・ライフ・バランスの推進
 - (5) 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化（就労困難者への支援）
 - (6) 企業の立地及び雇用創出の促進
 - (7) 高齢者の就職支援
- 5 締結式の内容
 - (1) 出席者紹介
 - (2) 協定の概要説明
 - (3) 協定書への署名
 - (4) 写真撮影
 - (5) 市長及び労働局長からの挨拶

※ 平成27年10月に宮城県と雇用対策協定を締結しております。
令和4年1月に登米市と、同年3月には大崎市と締結しております。

(取材についてのお願い)

- ・取材いただける社におかれましては、当日、締結式会場に直接お越してください。
- ・新型コロナウイルス感染症感染予防のため、手指の消毒、マスク着用、検温にご協力願います。
- ・風邪のような症状がある方、体調不良の方は取材をご遠慮願います。
- ・取材時は、腕章等プレス関係者であることを示すものを着用願います。
- ・指定された場所以外の立ち入りはご遠慮ください。また、関係職員等の指示に従っていただきますようお願いいたします。

● 栗原市と宮城労働局は、地域の人材確保を推進し、持続可能な地域経済の実現と活性化を図るため、「雇用対策協定」を締結し、栗原市における雇用対策を効果的かつ一体的に推進する

栗原市

まちづくりの基本理念や将来像を実現するために策定した、第2次栗原市総合計画を着実に実践するための雇用創出・促進に関する施策

連携・協力
【協定締結】

宮城労働局

職業紹介、雇用管理指導その他雇用・労働環境の改善に関する施策

連携して取り組む主な施策

1. 若者の雇用対策

- ① 新規学卒者等に対する就職支援と職場定着率の向上
- ② 市内企業への就職促進

2. 社会経済の変化に対応した雇用対策

- ① 雇用の維持・継続のための各種支援の実施

3. 人材確保支援及び人材育成の推進

- ① 人材不足分野への対応
- ② I J Uターン促進

4. 働き方改革の推進、魅力ある職場の環境整備及びワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 各種取組の周知広報等による働き方改革の推進
- ② 多様な働き方の提案及び就労環境の整備等による雇用拡大

- ③ 女性が活躍しやすい職場環境・社会環境整備のため、育児・介護休業法、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法などの円滑な施行についての企業等への働きかけ

5. 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化（就労困難者への支援）

- ① 働く意欲がありながら、就労を妨げるさまざまな要因を抱える市民の就職を支援（障害者支援）〈生活保護受給者等、フリーター、就職氷河期世代への就労支援〉

6. 企業の立地及び雇用創出の促進

- ① 新たな雇用創出及び人材確保支援
- ② 企業の立地及び雇用の拡大促進

7. 高齢者の就職支援

- ① 高齢者雇用の確保に向けた取組
- ② シルバー人材センターの事業普及

協定締結のメリット

- 地域課題を共有し、役割を明確化することで、一体的な対策を計画的に実施することができる
- 運営協議会※を設置し、連携体制を構築することで、これまで以上に密な連携を図ることができる
 - ※ 運営協議会
 - ・ 雇用対策協定に基づき、栗原市及び宮城労働局・ハローワーク築館で構成する運営協議会を設置
 - ・ 毎年度の事業計画の策定・見直し、事業評価、その他連携事業の運営に必要な事項について協議・決定

■ 今後、運営協議会で「栗原市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定し、雇用対策に関する施策を効果的かつ一体的に推進